

ねむろ自然の番人宣言

根室管内は世界自然遺産である知床、ラムサール条約登録湿地である風蓮湖・春国岱、野付半島・野付湾、北海道遺産である根釧台地の格子状防風林をはじめとする貴重且つ雄大な自然環境を背景に生活と生産が営まれる地域です。また、我が国固有の領土である北方領土を間近に望む地域で、管内のみならず、全国民の財産として位置づけられ、多くの方が訪れる地でもあります。

今の自然環境は、この地に住む人々が代々大切に守り育んできたものであり、私たちに次世代に伝えなければならない責務があることから、最大限の努力を行って参りました。

しかしながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじる廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が後を絶たず、明るい未来に影を落としています。

ここに、根室管内に住む私たちは、自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てを許さず、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的に以下のとおり宣言をします。

1. 私たち自然の番人は、この自然環境が根室管内のそして、全国民の財産であることを深く認識し、自らを律し、不法投棄、ポイ捨ては絶対に行いません。
2. 私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。
3. 私たち自然の番人は、美しい自然を未来に引き継ぐため環境教育の充実に取り組みます。
4. 私たち自然の番人は、全ての人が自然の番人となるべく、広くこれらの思想普及を目指します。

平成20年2月1日